

補助します!

結婚に伴う新生活の スタートアップ費用

結婚
新生活支援
補助金

2026年1月1日以降に

婚姻届を提出し、受理された夫婦

夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下



住宅の
取得費

賃料、敷金、礼金、
共益費、仲介手数料

賃料、共益費は最大1ヶ月分

リフォーム代



【フラット35】地域連携型
利用可能



引越費用



2026年4月1日から交付申請までに支払った費用が対象

補助金の
上限額

	夫婦合算の所得 500万円未満	夫婦合算の所得 500万円以上
① 夫婦ともに29歳以下	60万円	10万円
② 夫婦ともに 39歳以下で①以外	30万円	

手続の流れ

①交付申請(申請者)→②交付決定(町)→③補助金支払(町)

詳しくはこちら

申込み

申請期間 2026年6月1日(月)から2027年3月31日(水)まで

※提出書類等詳しい条件は、チラシ裏面・町ホームページをご確認ください。

※予算上限に達し次第、終了します。



問い合わせ

東浦町 子育て支援課 こども応援係
TEL0562-83-3111 (内線140)

受付

月～金(祝日および年末年始を除く) 毎月第3水曜日は
9:00～16:00(最終受付15:30) 19:00まで(最終受付18:30)